



パブリックコメント・意見募集 あなたのご意見をお寄せください



12月30日(火)
まで

江東区男女共同参画 KOTOプラン2026 (素案)



男女共同参画KOTOプラン2021の計画期間は本年度が最終年度となることから、区では令和8~12年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定します。このたび素案がまとめましたので、その概要をお知らせするとともに、区民の皆さんのご意見を募集します。

意見の募集

素案の全文は区HPのほか、こうとう情報ステーション(区役所2階)、生活応援課窓口(区役所5階8番)、パルシティ江東(男女共同参画推進センター2階情報資料室(扇橋3-22-2))でも閲覧できます。寄せられたご意見や区の考え方は、後日、区報・区HPで公開します。なお、意見に対する個別回答は行いません。

新計画の方向性

現行計画の基本理念を踏襲しつつ、すべての区民が互いの人権を尊重し、性別等にかかわりなく性の多様性が尊重され、価値観、生き方等のさまざまな違いを理解しあう江東区の実現を目指すため、区の男女共同参画を推進する施策を総合的かつ計画的に推進します。

[募集期限] 12月30日(火)(FAXは必着、郵便は消印有効)

※窓口は12月28日(日)21:00まで

[対象] 区内在住・在勤・在学の方

[提出方法] 区HP、男女共同参画推進センター2階窓口または郵送・



FAXに①氏名②住所(区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地)③年齢④意見を記入し、

〒135-0011扇橋3-22-2江東区人権推進課男女共同参画係へ

☎03-3647-1163 ☎03-5683-0340

12月19日(金)
まで

旅館業に関する 規制の見直し について



旅館業に関する規制の緩和や観光需要の増加等に伴い、戸建て住宅や集合住宅の1室を利用した宿泊施設の営業が増加しています。現状を踏まえ、区では、旅館業法の目的である区民の生活環境確保の観点から、旅館業に関する区条例における規制の見直しを進めています。この見直しにあたり、区民の皆さんのご意見を募集します。

意見の募集

全文は区HPのほか、こうとう情報ステーション(区役所2階)、生活衛生課環境衛生係窓口(保健所内)でも閲覧できます。寄せられたご意見や区の考え方は、江東区旅館業に関する規制のあり方検討委員会で参考にさせていただきます。なお、意見に対する個別回答は行いません。

主な見直しの内容

①目的および基本理念の明文化

④施設管理体制の整備

②営業従事者等の勤務体制の整備

⑤他法令の遵守に関する規定の整備

③周辺との調整に関する規定の整備

⑥施設常駐義務違反に対する規定の整備

[募集期限] 12月19日(金)(必着)

[対象] 区内在住・在勤・在学の方

[提出方法] 区HP、生活衛生課環境衛生係窓口または郵送・FAX・メールに①

氏名②住所(区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地)③意見を記入し、〒135-0016東陽2-1-1保健所生活衛生課環境衛生係へ☎03-3647-5862 ☎03-

3615-7171 ☐hc-kankyo@city.koto.lg.jp

